

- 本市の児童虐待相談対応件数は、近年一貫して増加。
- 子どもに対する虐待は、重大な人権侵害。
- 核家族の割合が高く、子育てが孤立化する傾向にある本市において、子どもを虐待から守るための対策は喫緊の課題。

「子どもに優しい都市福岡」の実現を目指し、市、関係機関等、地域住民等が一丸となって子どもを虐待から守るための施策に取り組む

目的

- 子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健全な成長に寄与

基本理念

- 子どもを虐待から守るための施策は、
- 子どもの生命を守ることを最優先、子どもの最善の利益を考慮
 - 虐待の未然防止が十分に図られること
 - 市、関係機関等、地域住民等が一丸となって子育て家庭を社会全体で支えること

責務・役割

- 市：子どもを虐待から守るための総合的な施策の策定・実施 など
保護者：体罰等の子どもの尊厳を傷つける全ての行為を行ってはならない など
関係機関等：虐待の早期発見、市の施策への協力 など
地域住民等：虐待に関する関心と理解を深める、市の施策への協力 など

虐待防止推進の日・虐待防止推進月間

- 虐待防止推進の日（毎月5日）、虐待防止推進月間（11月）を制定

子どもを虐待から守るための施策

未然防止

- 妊婦及び子育て家庭に対する支援
- 地域において安心して子育てができるための相談体制の整備等

早期発見・早期対応

- 支援を必要とする子育て家庭の早期発見及び早期支援
- 早期発見のための環境整備
- 通告及び相談に係る対応等

子ども・保護者への支援等

- 虐待を受けた子どもへの支援
- 虐待を受けた子どもの保護者への指導及び支援